

# 室町幕府將軍権力に関する一断面

——義教・義政初政期の場合——

青山英夫

## はじめに

正長元年一月の足利義教（初名義宣）嗣立から翌年三月の將軍宣下にいたるまでの期間、義教が「御判御成敗」（政務執行）に強い意欲を示したにもかかわらず朝廷の反対にあって管領畠山満家が政務を代行し、將軍の御判御教書に代わる管領署判による幕府下知状によって政務の処理が行なわれたのである。幕府下知状の「仰下」の主体が義教であるにもかかわらず、発給の主体が管領であり、義教が幕府内においてかなり制約された

立場を余儀なくされていたといえる。また義教嗣立直後の幕府をとりまく政治的状況は決して安定したものではなかった。こうしたなかで、嗣立以前まで幕政の局外にあつた義教は、幕府の重要政策決定の協議機関としての機能を果してきた有力守護大名の合議体（所謂「重臣会議」）における管領の主導権を抑止し、さらに重臣会議の空洞化をおし進めることによつて幕政の主導権の確立を意図したのである。

そこで本稿では將軍專制体制の確立と強化に邁進する義教と管領制を基軸とした幕府体制を堅持しようとする管領・有力守護大名などが、幕府の重要な政策決定の主導権をめぐつて如何に對処したかについて、その実態を明らかにし、次に將軍義教の專制体制を支えた政治勢力について注目し、最後に嘉吉の變によって破綻した義教專制体制の義政政権への影響について若干述べることにする。

に端を発した山門炎山事件が起つてゐる。しかもこれらの一連の事件と義教の專制体制の強化が同時進行的に展開しているのである。そこでこれらの幕府の根底を搔かしかねない重大事件に幕府がいかなる対応をみせたかを、とくにその政策決定の実態について、義教の意思と管領以下有力守護大名によって構成される重臣会議の意思を比較しながら、幕政の展開過程を順次みることにしよう。

#### (A) 関東事（鎌倉公方足利持氏への対策）

(1) 義教嗣立直後から足利持氏の反幕行動は露骨化し、五月の持氏の上洛決意、七月の小倉宮聖承の伊勢出奔、八月には持氏と連合の噂のある北畠滿雅の挙兵と、幕府と鎌倉府との関係は極度に緊張したものになっていき、こうした事態に対処するため九月に入ると義教は「関東事面々ニ可相談旨被仰出管領了」とまず管領畠山満家に対して、この問題について面々（諸大名）に諮詢するよう命じている。<sup>(6)</sup>それを請けて管領は「関東事自管領以西使<sup>(7)</sup>斎藤被相尋諸大名 武衛（斯波義淳）右京大夫（細川持元）山名（時應）一色（義貫）細河譲岐入道（満久）畠山修理大夫（満則）赤松左京大夫入道（満祐）今河上総守（範政）以上八人 条目七ヶ条」と管領被官を使ひて諸大名に意見を求めた。<sup>(8)</sup>同月二十九日に義教と管領以下諸大名が相国寺崇寿院で会合し、「毎時無為」の基本方針をうち出している。

(2) 永享元年七月に鎌倉公方と対立する奥州篠河御所足利満貞の白河（結城）方合力要請をうけて、義教は直ちに越後・信濃

両国に白河合力のための発向準備をすべき旨の御教書の發給を管領に命じたが、これに対しても管領は御教書の發給にあたつては諸大名の意見を経るべきであることを申入れていて<sup>(9)</sup>。足利満貞からの再度の白河合力要請に対しても、義教は「飯尾肥前・同加賀守ヲ以テ管領以下武衛・山名・一色・細川譲岐入道・畠山修理大夫入道・赤松左京大夫入道等ニ被尋仰処」と幕府奉行人を使者にたて管領以下諸大名に意見を求めている。この時には管領が諸大名と同列におかれてもおり、このことは前の(1)の場合に比して、義教が意識的に管領の権限を抑制しようとした結果であることがわかる。九月に篠河御所足利満貞が「関東政務御内書」（関東の政務執行権の付与）などを要請した時、義教は七月と同じ方法で諸大名に諮詢している。<sup>(10)</sup>この七月と九月の場合をみると諸大名の意見が義教の意向に賛成する者・反する者・慎重な態度をとる者と様々な意見が微されており、管領の意見が一貫して義教の意向に反しているのが顕著である。

(3) 永享二年一月に「篠河甲狀両三ヶ國御勢事」について「近日可令發向関東歟之由事」を義教が諸大名に諮詢したときは、「此事自管領向奉行ヲ以テ畠山左京大夫・山名・赤松・畠山大夫・細川譲岐入道・一色修理大夫・肥人方へ各意見被尋聞食」である。この時、諸大名は「御勢仕事不可然<sup>(11)</sup>京鎌倉無為之条殊簡要存云々」と一致した意見を上申している。今回の場合、諸大名の意見を管領が徵していることは(1)の場合と同じであり、その場合、(2)の場合が諸大名の意見が互いに不一致であったの

と異なり、ほぼ同一意見が上申されており、諸大名の意見を徵する管領の意向が強くはたらいていることを窺わせる。永享二年の(3)の場合が管領主導で行なわれた(1)の場合と同じのは、この時点では幕政運営上、將軍義教が主導権行使する場合と、管領主導による場合が未だ流動的であったことを示している。時期的に(2)と(3)の間で、將軍義教の專制権力の強化に反発した管領畠山満家が上表を提出し、管領が斯波義淳に交替したが、その斯波義淳も管領就任にあたって再三「非器」を理由に固辞したことは、管領権限の抑止によって、將軍権力の強化を標榜した將軍義教としても、管領制に代りうる新たな幕府体制を構築したわけではなく、管領上表・就任辞退という管領側からの攻勢に対して、一步を譲らざるをえない状況も一方で存在したのである。

(4) 永享三年三月に幕府・鎌倉府の関係修復(和解)のために上洛した鎌倉府の使者と將軍義教との対面の認否をめぐる論議が起るが、義教が鎌倉公方持氏の罰状提出を条件として対面することを主張したのに對して、管領は無条件で対面すべきことを主張した。管領は「面々方へ内々為私意見お尋申（14）」して、その結果、管領の主張に諸大名の「意見大略一同候」と義教への披露を済済に要請したのであるが、満済によつて意見不同を理由に披露を拒絶されている。その後管領をのぞく諸大名五名は、ほぼ義教の意向に同意したのである。（15） 管領は「関東罰状事可被仰付東使歟由 大名意見一同雖無子細 此条猶不可然

存」と、義教の主張する罰状提出を鎌倉府に施行することに難色を示しているのである。（16） その後、満済の説得によつて義教の命令を奉ることに同意したのであるが、結局諸大名はもとよりついには管領も義教の意向に同意せざるをえなかつたわけである。しかしこうした義教側の攻勢に対し、六月に管領が上表を提出し、それに同調するかのように諸大名が「天下無為御政道」を満済を通じて義教に申入れている。（17）

#### (B)九州事(大友・少弐氏への対策)

(1) 足利義教は將軍宣下をうけると無力な九州探題渋川氏に代つて、大内盛見に九州統一を託したが、永享三年六月に大内盛見が筑前で大友・少弐勢との戦いで敗死してしまうのである。

永享四年一月に大内持世からの合力要請に対し、義教は安芸・石見・伊予勢の動員について先ず管領斯波義淳・畠山満家・山名時灑の三名に諮詢している。この時、畠山は「大友少弐御退治事 天下重事大儀哉 所詮大名意見 可被尋問食條宜存云々」とのべ、管領は「九州事大儀勿論也」とし、山名のみが領國安芸・石見勢を大内氏支援のために動員することに賛成している。この三名の意見は「具載狀」せて上覽に付され、「畠山意見分被仰付」られている。翌日他の四名の大名細川持之・一色義貫・赤松満祐・畠山満則の意見が求められた。この時各大名の意見が將軍に披露される模様を『満済准后日記』永享四年一月二十五日条は「九州事大名意見 各可被注進之由申付了 今日申初悉到來而奉行飯尾肥前守 参増所 諸大名申詞請取之 肥

前加銘 管領使者兩人(略) 島山使一人(略) 山名使一人(略)

細河右京兆使二人(略) 一色使一人(略) 赤松使一人(略)

島山匠作使一人(略) 以上大名七人意見 御尋之分 両奉行自  
壇所直參御前披鑑了 両奉行又參壇所 大名意見申詞悉備上覽  
了」と克明に記している。

(2) 永享四年二月に大内持世・持盛兄弟が対立すると、義教は大内持世支援の方針をうちだし、この件について「先両人島山・山名意見相尋」<sup>(22)</sup> ている。この両者は「兩人意見雖不調」といわれるよう島山満家が大内持世支援に消極的であるのに対し、山名時濃は芸石両国勢を大内持世支援に動員することに積極的な意見を上申している。結局この時は「安芸・石見両國勢、以山名私儀先大内刑部少輔合力事」ということで妥協した模様である。<sup>(23)</sup> この場合管領の意見がまったく求められないが、この理由については不明である。管領斯波義淳がこの直後から辞任する十月まで頻りに辞意を表明しているが、あるいは義教による露骨な管領抑止政策の一環であつたとも考えられる。また畠山・山名の両名に先ず意見が求められた理由は、畠山が前管領であり、有力守護大名中の最長老格であつたこと、また山名の場合は大内支援の芸石両国守護として軍勢発向の当事者であったからであろう。

### (c) 山訴事（山門対策）

義教政権下最大の政治事件の一つにかぞえられる永享五年七月から同七年二月にかけて起つた山門檄訴事件における幕府の

対応の過程をみることにしよう。

(1) 永享五年七月二十日に山門大衆が中堂に閉籠し、幕府に対して十二ヶ条よりなる要求をした。<sup>(24)</sup> この山門檄訴に對して管領は「内々申入無為御成敗事」<sup>(25)</sup> している。その後管領が諸大名の意見を「大略調」べて満済に上覽に備えるよう要請しているが、それによると「諸大名意見申詞各注紙面進之了 面々中詞大略同前 先無為御成敗」というものであつた。<sup>(26)</sup> 結果は山門側の要求にある光聚院猷秀・山門奉行飯尾肥前守為種らの処分を認める上で一応解決したのである(後述)。この時諸大名の意見を見管領がとりまとめているが諸大名の意見は「各注紙進之」られており、管領の意向が諸大名の意見を左右する可能性が最小限に止められる方法がとられていることに注意しなければならない。

(2) 永享五年十月末になると、七月の檄訴事件の山門側主謀者の処罰のために、義教は山門討伐のための軍勢発向をうちだした。これに對して管領は山門討伐のための軍勢発向を中止するよう諒められるが、十一月二十一日に山門発向が決定され、二十七日に軍勢が山門に向け進発した。こうした幕府の強硬姿勢の前に山門側も降服し事件は一時鎮静化した。この間管領は「円明以下使節御免」に奔走しており、山門発向を決定するに際して、管領以下諸大名の意見が求められた形跡はみられない。

(3) 永享六年七月に「関東同心山門」との風説がたち、再び事態が深刻化していく。義教としては徹底的な山門討伐を決意

して、諸大名に「内々意見御尋在之」、赤松はじめ諸大名は穩便な処置を求めたが、義教の決意は固く、十一月に山門討伐のための軍勢が発向する。

しかし、この頃有力守護大名は「凡諸大名共背御意」といわれるほど、專制体制を強化する将軍義教とは深刻な状態にあつたようである。またこの時の軍勢発向においても有力守護勢は「自身不罷立 倉弟以下発向」という状態であった。<sup>(33)</sup>十二月に入り、管領の奔走と諸大名の厭戦気分もあって、急速に調停気運がたかまり、山門側の中心人物である金輪院らが謝罪のため下山してきたが、義教は対面を許さなかった。この時管領細川持之の亭に山名時瀬・畠山持国・一色義貫・赤松満祐らが会合して「所詮無御免者各屋形自焼 分国へ可願下之由懸生涯申」再三にわたり請願して、ようやく義教と山門使節との対面(和解)がなされたのである。

以上(A)(B)(C)の場合についてみてみると、幕府の重要な政策決定の協議機関とされる重臣会議も、義教の専制的権力の強化

の進展とともに、その様相を一変したことがわかる。正長年間に管領畠山満家以下細川持元・斯波義淳・山名時瀬・細川満久・畠山満則・一色義貫・赤松満祐以上八名よりなる所謂「重臣会議」のメンバー（相伴衆）は、この後永享元年から同五年にかけて細川持元（正長二年七月十四日没）・細川満久（永享二年九月二十八日没）・畠山満則（永享四年六月二十七日没）・畠山満家（永享五年九月十九日没）・斯波義淳（永享五年十二

月一日没）らが相ついで没し、永享六年の時点では、管領細川持之・山名時瀬・畠山持国・一色義貫・赤松満祐の五名となっている。応永・正長以来のメンバーは山名・一色・赤松の三名のみであった。このことは管領の権威低下と守護間の調整機能の喪失によって有力守護間の意見の対立が顕在化し、相対的に將軍義教の発言権（上意）の上昇が決定的となつたことを暗示している。

## 二

前節では將軍義教と管領以下有力守護大名の重要な政策決定への関与の実態についてみたのであるが、前代義持期において幕政上、重要な役割を果した管領主導による有力守護大名の合議体（重臣会議）は、義教期に入ると次第に管領抑止政策とともに単なる將軍への意見具申機関となつていったのである。

管領の権威低下および重臣会議の質的弱体化は、相対的に將軍の意思（上意）の上昇を意味し、幕政運営の上で「上意」が重要な役割を果すことになった。前述のとおり永享三年六月に管領斯波義淳の上表提出につづいて、前管領以下の有力守護大名が義教に対して「天下無為御政道」のことを申入れているが、このことはこの時点すでに「御政道毎事被任上意」という状況を窺わしめるのである。なお『満済准日記』に永享二年九月頃のこととして「御政道相違間 面々儀定旨在之」との記事があり、すでに永享二年の時点で、將軍義教の幕政運営に対

して有力守護大名が反発しているのである。換言すれば永享二年から同三年にかけて、幕政上の主導権は將軍の手中に暫時掌握されていったのである。永享三年十月の室町北小路新第の立柱上棟・十二月の新第<sup>(39)</sup>（上御所）移徙は、義教主導による政治体制確立の道標といえよう。

將軍義教が専制的権力を確立強化するなかで、將軍近習の存在を看過することはできない。將軍近習は將軍に直結し、當時將軍身邊に仕えていた関係上、幕政の板機に関わる機会も多々、義教の幕政運営にかなりの影響を及ぼしていたであろう。<sup>(40)</sup>とくに將軍権力の基盤として重要な機能を果したものに將軍近臣中の近臣ともいべき「御供衆」や將軍への申次の任にあつた「申次衆」があつた。

義教の嗣立後、専制的権力を確立する過程にあつて、重要な役割を果したのは、申次大館満信であった。大館氏は義教嗣立直後から義教の意思・命令の伝達者として、時には代弁者として、幕政の枢機のほぼ全般に関与して活発な活動を展開した。<sup>(41)</sup>しかし永享二年正月をもって政界から失脚する。大館満信に代つて將軍義教の申次として登場してくるのが赤松満政である。<sup>(42)</sup>赤松満教については永享二年七月の義教の右大将拜賀の式に「帶刀」として義教に供奉しており、また「永享以来御番帳」の御供衆の項に播磨守満政の名がみられる。<sup>(43)</sup><sup>(44)</sup>御供衆は從来から幕府政治機構（管領制）を支えてきた政治勢力（有力守護大名＝相伴衆）とは別に將軍義教の専制的権力

を支える政治勢力として新たに編成されたものであり、赤松満政が「御供衆」あるいは「申次衆」として現れる永享二年・三年の時期は、まさに將軍義教が専制体制を確立する時期でもあった。『満済准后日記』によると、赤松満政については、永享二年一月十九日に室町第で催された連歌会に諸大名・近習とともに参加したのを初見として、その後満済が筆をおいた永享七年四月まで、同日記の隨所に「御使赤松大河内也」（永享二年一月十六日条）、「以赤松上総介被仰旨在之」（永享二年七月十九日条）「以赤松播磨守備上覽候」（永享三年三月十七日条）「昨日諸大名申詞 今朝播磨守披露」（永享七年三月四日条）などと記されており、將軍義教の使者をはじめ上意の伝達、諸大名の意見の執次ぎなど將軍申次として活躍している。勿論永享七年以後も幕政上における活動はつづくのであるが、この日記に記載されている事項に限つてみても、その活動は広範多岐にわたっている。前述した永享五年の山門駁訴事件の際、山門側の要求の中に光聚院鶴秀・山門奉行飯尾為種の処罰とともに赤松満政の処罰を要求する一文が含まれていたのであるが、このことは赤松満政が単に申次の任にとどまらず將軍義教の対山門政策つまり五山禪院保護の立場から山門経済統制を強化する政策<sup>(45)</sup>に深く関与していた事實を如実に示している。事件がはじまつてほぼ一ヶ月後、將軍義教は山門側の要求の一部をうけ入れた。『看聞御記』永享五年閏七月二十六日条に「抑山訴事落居昨夕管領 獅子坊へ押寄召捕 土佐国配流 今朝立洛中云々

飯尾肥前為上意逐電了 赤松大河内事可被預宗領<sup>(マ)</sup>云々とあり、山門側より彈劾された猷秀・飯尾為種・赤松満政の三名が各々処分された如くであるが、赤松満政に関しては『看聞御記』では惣領家預けとされているが『満済准后日記』にはその記載はなく、閏七月三十日の記事に「就駿河事俄可出京旨 以赤松播磨守蒙仰了」とあり、申次としての赤松満政は以後も間断なく活動しているのである。赤松満政の処分は山門向けに出されたものであり、それによつて將軍申次としての活動が制約されるものではなかつた。換言すれば將軍義教の專制体制における赤松満政の存在の重要性を窺しめるのである。

また永享六年六月九日に起つた日野義賀横死事件に関連して、この事件の数日後に高倉永藤（藤宰相入道）が「今度横死事 内々為公方被仰付御沙汰之様ニ御物語之由」近習以下群集ノ中ニシテ難談<sup>(44)</sup>したことが判明して、たちまち处罚されるという事件があつたが、この時將軍義教は赤松満政に所領没収のうえ高倉永藤の処刑を命じたのであるが、「非指重科」と同情した赤松満政が將軍を説得した結果、油黃嶋（硫黃島）に配流されることになつた。<sup>(45)</sup>このことは赤松満政が上意の翻意をうながしうる立場にあつたことを示している。こうしたことは当然、義教の幕政運営に將軍近侍者が深く関与しうることを端的に示している。

赤松満政以下ほかの將軍申次もすべて御供衆として検出されるのであるが、御供衆についてみると、御供衆でも細川氏久は

備中國守護であり、細川持春は伊予分郡守護・赤松（有馬）教実は攝津国有馬郡の分郡守護であり、その軍事力は守護と番衆（奉公衆）の中間的位置をなしていた。<sup>(46)</sup>また御供衆の人的構成をみると、その多くが有力守護家庶流の出身であり、彼らが將軍（守護職補任權・惣領職与奪權を掌握）との直結関係を深化していくことは、守護家惣領家との対立を譲成し、將軍権力にとつて御供衆が守護勢力を牽制する重要な機能を果してゐたのである。赤松氏の場合「於伊豆入道・播磨守者雖一族 与惣領別心之間 当參無相違 有馬：足又近日不快之分歟」<sup>(50)</sup>と赤松惣領家（満祐）と將軍御供衆赤松貞村・同満政・同持家らとの関係悪化は深刻であつた。將軍義教が弑逆された嘉吉の変の一因に赤松一族間の内訌があつたことは周知のとおりであるが、赤松満祐追討軍の中に事件の発端となつた赤松貞村をはじめ、將軍義教の御供衆赤松満政・同有馬持家らの名がみられる。

なお將軍義教の專制体制の破綻の結果として起つた嘉吉の変は、將軍の権威失墜とそれまで抑制されてきた管領政治の復活を導き出すことになったのである。<sup>(51)</sup>將軍義教が弑逆された翌日、管領細川持之以下諸大名によつて、義勝の擁立と管領による政務代行および義教専制下で处罚され通塞していた者の宥免の方針がうち出され事変後の政治的混乱回避のための早急な対応を示したのである。<sup>(52)</sup>

將軍義教の專制下において通塞していた畠山持國らが義教の死を契機に幕政に復帰し、畠山持國は嘉吉二年に細川持之の後

任として管領に就任している。一方管領抑止政策と有力守護勢力抑圧策の上にきづかれてきた義教專制体制の一翼をない将軍権力を支える政治勢力として活動してきた御供衆にとっては、その中心的存在を失つて状況が一変し、その存立の危機に直面したであろう。赤松満政が嘉吉の変における勳功の賞として宛行われた播磨東三郡を文安元年にすべて没収され、一族を率いて播磨に没落<sup>54</sup>。赤松持家によって討たれるのである。<sup>55</sup> 将軍義教に重用された御供衆（申次衆）赤松満政の嘉吉の変後三年にして起つた没落は、嘉吉の変後の御供衆の幕政上における立場というものを象徴的に示したものであつた。

### 結びにかえて

將軍義教の権力基盤として永享初年に整備された奉公衆が近代近習のもの<sup>56</sup>將軍親衛軍としての軍事的機能を分掌したものであるのに対し、近習上層から分離し幕政の枢機に関与した御供衆・申次衆が政治勢力としての機能を果してきたために、管領政治の復活によつて、奉公衆以上に御供衆・申次衆がその存立の危機に直面したであろうことは前述のとおりである。

宝徳元年四月、十五歳で征夷大將軍を襲職した足利義政（初名義成）の「參内始」が同年八月に行なわれたが、この時義政に供奉した「帶刀」「衛府侍」をみると赤松有馬・赤松有田以外は、ほとんど『永享以来御番帳』の「番衆」（宝徳二年—享

徳四年の間の番衆が記載）の中にその姓氏官名などが一致する。この時の帶刀（二十六名）・衛府侍（二名）のほとんどが番衆（奉公衆）であり、義教期に將軍の他行に供奉した帶刀・衛府侍に多くの御供衆が参加していたとの相違している。また、宝徳二年七月に参内した義政に供奉した者は、帶刀二名（伊勢貞親・同貞仲）・衛府侍十名（この十名はすべて「永享以来御番帳」の番衆中に検出される）であった。以上の二例のみでこの時期の義政の御供衆の全体像をみることはできないが、管領が政務を代行していた時期でもあり將軍権力を支える政治勢力ともなるべき階層の新たな編成・整備は、この時点では未だ求められなかつたのであろう。

義政は前記の如く宝徳元年四月の征夷大將軍就任と同時に判始を行なつたが、それ以後も依然として管領の署判による幕府下知状が発給されており、そうした状態は以後康正元年までつづくのである。宝徳康正の間は管領政治から將軍親政への過渡期であり、長禄頃から將軍親政に移行したことは既に指摘されたとおりである。<sup>57</sup> 將軍義政は長禄二年の内大臣大饗を「普広院之御例」に準拠するなど、義政は義教期の將軍專制体制の再現を標榜しているのである。宝徳康正の幕府政治の過渡期こそ、將軍義政が管領から政治の主導権を奪回する過程でもあった。こうした過程の中で義政のめざす將軍専制のための其盤整備も順次すすめられていったものと老えられる。

奉公衆（番衆）については、文安享徳年間の構成を伝える

「文安年中御番帳」「永享以来御番帳」をみると、ほぼその体制

は維持されていたようである。将軍義教が将軍專制体制をめざすとき、嘉吉の変後、存立の危機に瀕していた御供衆・申次衆

の再構成こそ重要な課題であった。

〔長禄二年以来申次記<sup>(65)</sup>〕に記載されている御供衆は、義政が

義教期の將軍專制体制の再現をめざすなかで整備された結果であつたものと考へられる。これに記載されている御供衆は、康

正頃の交名といわれるが、その総数は二十四名で、永享三年の時点で義教の御供衆であつた細川持賢・同氏久・伊勢貞親らが

記載されており、他の御供衆もそのほとんどは「永享以来御番帳」の中に御供衆として記載されている者の直系の子孫である。また申次衆十名が記載されているがこの十名の中の伊勢氏五名以外もすべて御供衆の中に入り、將軍專制の再現をめざす義政が、その権力基盤の再整備を完了した結果であつたものと考えられる。長禄二年五月に幕府奉行人十五名が連署して起

請文を調進し、同年八月に公家様判始、同年十一月には室町第跡地への新第造営を命じ、翌年十一月に新第に移徙しているが、こうしてみると、將軍義政にとって長禄一年は義教が自己の体制を確立した永享三年に類似しており、実に意味深い年であった。しかし、長禄期に義政親政の基盤がなされてから寛正・文

正を経過した後七年にして応仁の乱が勃発したことを見ると、じることにする。

## 註

(1) 太田順三氏「將軍義教と御前落居奉書の成立」『史観』九一号

(2) 佐藤進一氏「足利義教嗣立期の幕府政治」〔法政史学〕二〇号

(3) 二木謙一氏「室町幕府御相伴衆について」『日本歴史』三七一四〇頁)

(4) 佐藤氏前掲論文

(5) この時期の幕府における政策決定の経緯については、義教嗣立決定に重要な役割を果たし、黒衣の宰相といわれ幕政の枢機に関与した醍醐寺三宝院満済の日記「満済准后日記」に詳細に記されており、以下この日記におうどころが多い。

(6) 「満済准后日記」正長元年九月十九日条

足利義政期における重臣会議について、同日記の応永三十年七月五日条に「就闇東事 岐山修理大夫 令同道能向管領亭於管領亭諸大名等悉召集：細川右京大夫 武衡 山名 赤松 一色 今河等參 大内入道雖為被召依所勞不參」となり、管領亭に諸大名が会して管領主導下に評議がなされていたようである。

(7) 「満済准后日記」正長元年九月二十二日条

(8) 「満済准后日記」正長元年九月二十九日条

(9) 「満済准后日記」正長元年九月二十九日条

このことは管領の奉する幕府御教書が將軍の意思ばかりではなく、管領による守護大名の意思を多く反映したものであったことがわかる。管領制が將軍権力の強化より將軍への権力集中を牽制する機能を果したわけである。また管領制（管領をはじめとする守護大名勢力の連合体）に対応する文書形式が幕府御教書（管領奉書）であった。將軍宣下以前から政務執行に意欲的であった義教は自己の意思を直接的に伝達する手段を必要としていた。正長元年十月二日の「御書始」以後に義教の御内書が数多くみられるのはこのためである。御内書が私文書的性格のつよいものであるとはいえ、政局担当者でありながら制約された立場にある義

教にとって、直接自己の意思を伝達しうる手段を確保したこと  
は、形式的とはいえ政務の代行者であり、また実質上幕府政治機  
構を統轄しうる立場にある管領との間に、重要な政策決定をめ  
ぐる意見の対立が深刻化していく要因が内在していたといえる。  
義教は「御書始」の当日、早速足利持氏対策の第一弾として、持  
氏と対立する足利満貞と京都御扶持衆六名に御内書を発給してい  
る。

- (10) 「満済准后日記」正長二年七月二十四日条  
(11) 「満済准后日記」永享元年九月三日条  
(12) 「満済准后日記」永享二年二月二十四日条  
(13) 「満済准后日記」正長二年八月二十日条  
(14) 「満済准后日記」永享三年三月二十日条  
(15) 「満済准后日記」永享三年三月二十二日条  
(16) 「満済准后日記」永享三年三月二十三日条  
(17) 「満済准后日記」永享三年三月二十六日条  
(18) 「満済准后日記」永享三年六月六日条  
(19) 「満済准后日記」永享三年六月九日条  
(20) 「満済准后日記」永享元年十一月十二日・十五日条  
(21) 「満済准后日記」永享四年一月二十三日条  
(22) 「満済准后日記」永享四年二月二十九日・三月六日条  
(23) 「満済准后日記」永享四年三月六日条  
(24) 「満済准后日記」永享四年三月十六・十七日条  
(25) 斯波義淳の管領辞任をうけて、その後任に細川持之が就任（永  
享四年十月二十二日）するともなく駿河守護今川氏の家督相続  
問題がもちあがり、将軍義教（今川彦五郎忠支持）は、この問  
題について管領細川持之（今川彦五郎支持）・畠山満家・斯波義  
淳・山名時熙（今川千代秋丸支持）・赤松満祐の五名に諮詢して  
いる。（「満済准后日記」永享五年四月十四日・五月三十日条その  
他）
- (26) この時の十二ヶ条の要求については「看聞御記」永享五年七  
月二十四日条に全文が記載されている。この事件については今谷
- (27) 「満済准后日記」永享五年七月二十五日条  
(28) 「満済准后日記」永享五年閏七月十一日条  
(29) 「満済准后日記」永享五年閏七月二十五日条  
(30) 「満済准后日記」永享五年十一月十六・二十二日条  
(31) 「満済准后日記」永享五年十二月六日条  
(32) 「満済准后日記」永享六年九月十二日条  
(33) 「看聞御記」永享六年八月十八日条  
(34) 「満済准后日記」永享六年十一月十九日条  
(35) 「満済准后日記」永享六年十二月十一日条 「看聞御記」永享  
六年十二月十日条  
(36) 正長以来の宿老の発言力が強まつたことは、たとえば大内合力  
問題における山名氏の意見（また今川氏家將問題における同じく  
山名氏の意見（注29参照）、山門事件での赤松氏の意見（注30）  
などにみられる。山名時熙は永享七年七月四日に没したが、一色  
義貫は永享十二年に大和陣中で義教によって誅殺され、赤松満祐  
は嘉吉の変で守軍を弑逆した。
- (37) 建内記（嘉吉元年十月十二日条）
- (38) 「満済准后日記」永享八年八月三十日条
- (39) 将軍義教が管領抑止・有力守護大名抑圧策を強化する一方にお  
いて、御所移住費用の調達など経済的な面で守護大名に負わざる  
えなかつた点をみのがせない（「満済准后日記」永享三年八月三  
日条、同四年一月十九日条）また軍事的な面においても、軍勢免  
向命令は幕府御教書（管領奉書）をもって施行され、実際に軍勢  
発向は守護勢によつてなされていることは明らかである。そこに  
義教專制体制の矛盾の深さをみるとがきよう。なお永享三年  
十月二十八日に奉行人十二名が連署して起請文を捧げているが、  
これも義教体制の確立と無関係であるとは思えない（「中世法制  
史料集」第二卷 参考史料二三六一～三七条）

明氏「戦国期の室町幕府」（角川書店）、太田順三氏「中世後期の  
幕府権力の特質と人民闘争」（歴史学研究）一九七三年別冊特  
集）などに詳しい。

（27） 「満済准后日記」永享五年七月二十五日条

（28） 「満済准后日記」永享五年閏七月十一日条

（29） 「満済准后日記」永享五年閏七月二十五日条

（30） 「満済准后日記」永享五年十一月十六・二十二日条

（31） 「満済准后日記」永享五年十二月六日条

（32） 「満済准后日記」永享六年九月十二日条

（33） 「看聞御記」永享六年八月十八日条

（34） 「満済准后日記」永享六年十一月十九日条

（35） 「満済准后日記」永享六年十二月十一日条 「看聞御記」永享  
六年十二月十日条

（36） 正長以来の宿老の発言力が強まつたことは、たとえば大内合力  
問題における山名氏の意見（また今川氏家將問題における同じく  
山名氏の意見（注29参照）、山門事件での赤松氏の意見（注30）  
などにみられる。山名時熙は永享七年七月四日に没したが、一色  
義貫は永享十二年に大和陣中で義教によって誅殺され、赤松満祐  
は嘉吉の変で守軍を弑逆した。

- (40) 福田彦彦氏は「番衆・番頭・御供衆・申次衆」の一定のコースが想定されることを指摘している。(『室町幕府「奉公衆」の研究』室町政権所収)、前代における将軍近習が職能的・身分的に分化し、近習上層のものが御供衆・申次衆として編成された。

(41) 設楽彦氏「足利義教の嗣立と大館氏の動向」(『法政史学』三十号)

(42) 赤松満政以外にもこの頃の将軍申次として、一色持信・伊勢貞国・同直安・同貞家・同直貞などがあった。

(43) 赤松満政は、義教期に播磨・美作・備前三国守護であり、幕府重臣(相伴衆)の一人でもあった赤松満祐とは従兄弟の関係にある(満祐の父義則の弟満則の子が満政)。また満政は赤松一族で前代将軍義持の近習として惣領家以上の権勢をえたといわれる赤松持貞(春日部家)、同満則(直村の父)・同持則・持祐らとともに義持近習として検出される(『花當三代記』)。赤松惣領家が満祐の代になると、赤松一族の中では則村の子範資系の七条家、同じく直禪系の春日部家・則祐の子で惣領となつた義則の弟満則系の大河内家・同じく義祐系の有馬家の四家が次第に惣領家と一線を画す立場を示すようになるが、赤松満政は大河内家の出身である。(赤松系図・「赤松略譜」「嘉吉記」)

(44) 「建内記」永享二年七月二十五日条

(45) 「群書類從」卷五一所収、ここに「一番」「十二名の御供衆の歴名が記されている部分があるが、前段の一番衆十一名中、一番目(赤松持貞の後)に「山名播磨守満政」とあるのは、明らかに赤松播磨守満政の誤りである。「水手以來御番帳」についても「時期的にも異なる種々の史料の寄せ集め」であり、「本来一帳のものかどうか」という問題もあるが(福田彦彦氏「室町幕府の奉公衆」日本歴史二七四号)、この番帳の「御供衆」の項目のみ限つてみると、この項は三部部分、即ち(1)は最初にでてくる五番番頭の歴名の部分、(2)は(1)を除く十三名の歴名の部分、(3)は二番二十二名の歴名の部分より成っている。(1)の部分は永享三年正月前後ないしそれ以降のものであり、(3)は永享二年七月以降永享三年五月以

(46) 「赤松系図」「赤松略譜」「嘉吉記」

(47) 「建内記」永享二年七月二十五日条

(48) 「群書類從」卷五一所収、ここに「一番」「十二名の御供衆の歴名が記されている部分があるが、前段の一番衆十一名中、一番目(赤松持貞の後)に「山名播磨守満政」とあるのは、明らかに赤松播磨守満政の誤りである。「水手以來御番帳」についても「時期的にも異なる種々の史料の寄せ集め」であり、「本来一帳のものかどうか」という問題もあるが(福田彦彦氏「室町幕府の奉公衆」日本歴史二七四号)、この番帳の「御供衆」の項目のみ限つてみると、この項は三部部分、即ち(1)は最初にでてくる五番番頭の歴名の部分、(2)は(1)を除く十三名の歴名の部分、(3)は二番二十二名の歴名の部分より成っている。(1)の部分は永享三年正月前後ないしそれ以降のものであり、(3)は永享二年七月以降永享三年五月以

(49) 「建内記」嘉吉元年六月二十四日条

(50) 「赤松系図」に「將軍義教公之時赤松滿貞嫡男伊豆守貞村為幸臣故依其寵愛満祐所領又召放可賜之貞村御教書密賜之満祐子教康聞之語於満祐故満祐深奉恨之」とある(『後鑑』嘉吉元年六月二十四日条所引)

赤松貞村の女は義教の側室(宮内卿)となつており、永享六年七月二十六日に男児を貞村邸で出産している(看闇御記同日条)

前のものであろう。  
2)の部分は3)より以前おそらく永享二年七月

が想定される二卦を指摘してある。〔室町幕府「奉公衆」の研

（想定の如く、不抵抗）——（空襲の如く、防空）

分化し、近習止齋のものが御共衆・申次衆として編成された。

(11) 殿榮薰氏「足利義教の嗣立と大館氏の動向」〔法政史学〕三十一

卷之三

赤松満政以外であつて、二の頃の將軍申次上にて、一色詩言・伊勢頼

(4) 亦林清政以外のものとの比の特徴は、(1) 一例操作、(2) 情報入力

赤松満政は、義教期で藩醫・美作・備前三國守護であり、幕府

赤松満政は義姫に抱取られ、美作守前三国守詔とされ、幕府重臣（相半衆）の一人でもあつた赤松滿祐とは従兄弟の関係である。

（吉田松陰）の一族である。吉田松陰の後裔の吉田義則（義則の父義則の弟義則の子が義則）。また義則は赤松一族で

前代将軍義時の近習として御領家以上の権勢をえたとされる赤

松代・桂喜の連書、桂喜の書簡以て松代の本居宣長の書簡をもととす。

木村貞吉（花當家）・木村貞興（眞木子家）・木村貞邦（柳家）が構成する「花當三代記」。赤松惣領家が構成する「花當三代記」。

祐の代になると、赤松一族の中では則村の子範資系の七条家、同

じく貞範系の春日部家、則祐の子で惣領となつた義則の弟満則系

の大河内家・同じく義祐系の有馬家の四家が次第に惣領家と一線

を画す立場を示すようになるが、赤松満政は大河内家の出身であ

る。〔赤松系図〕・〔赤松略譜〕・〔嘉吉記〕

〔建內記〕承寧二年七月二十五日條

「洋書類註」元亨二年一月二二日正午

「群書類從」卷五 所收 一二三二卷 二十二名の微伏券の歴

名が記されている部分があるが、前段の「召募十一名」（今ノ召募）と後段の「二三の者」（同上）との間に、用ひた二示

(赤松義雅の後)に「山名播磨守満政」とあるのは、明らかに赤

松濤磨守満政の誤りである。『承宣以来御番帳』について一時

期的にも異なる種々の史料の寄せ集めであり、本来一帳のもの

のかどうか」という問題もあるが(福田豊彦氏「室町幕府の奉公衆」)、二の答張の「御供衆」の頃このみ限つて

衆「日本歴史」(七四号)の番幅の一節はのみ限って  
みるが、二の項は三部分、即ちIは最初で述べる五番番頭の壁

みると、この項は三番分即ち(1)は最初にてくる五番番頭の職名の部分、(2)は(1)を餘へ十三名の職名の部分、(3)は二番二十二名

名の部分(2)は(1)を除く十三名の姓の部分(3)は二番二十二番の歴名の部分より成つてゐる。(1)の部分は永享三年正月前後なり、

の歴名の部分は、成化二年正月前後がいわゆる「成化御文庫」の部分に該する。

（は）元正二年七月以降元正三年五月以  
しやれり附のものである

- (52) ただし、ここで注意しておかなければならないことは、管領政治の復活といつても、義教の管領抑止政策のために、管領が守護間の調整機能を失つてしまっていたことである。そのため嘉吉の変後の幕府政治は、義教が嗣立された時は外部勢力の脅威による不安ではじまつたのにに対して、幕府内部の問題とくに細川・畠山両氏の政争ではじまつた。
- (53) 「看聞御記」嘉吉元年六月二十六日条 嘉吉の変後の幕府政治の展開については、今谷明氏「文安土一揆の背景」(『日本史研究』一四七号)、百瀬今朝雄氏「応仁・文明の乱」(岩波講座『日本歴史』中世三)、鳥井和之氏「嘉吉の乱後の管領政治」(『年報中世史研究』五号)などに詳しい。
- (54) 「斎藤基恒日記」(『続史料大成』所収) 文安元年一月二十二日条 「東寺執行日記」文安元年十月二十五日、文安二年一月二十日、同年三月二十四日の各条
- (55) 福田豊彦氏「室町幕府将軍権力に関する一考察(下)」(『日本歴史』一二九号 五二頁)
- (56) 福田豊彦氏「室町幕府將軍權力に關する一考察(下)」(『日本歴史』一二九号 五二頁)
- (57) 「康富記」宝徳元年八月二十八日条、「御産内次第」(『後鑑』所引)
- (58) 福田氏前掲論文
- (59) 「康富記」宝徳二年七月五日条
- (60) 百瀬氏前掲論文
- (61) 「藤涼軒日録」長禄二年七月二十五日条、「藤涼軒日録」によると、義政の普伝院御成・御焼香に關する記事が、長禄二年になると頻繁に見られるが、これも義政の義教時代の政治再現への熱意の現れであろう。
- (62) 福田氏前掲論文
- (63) 「長禄二年以来申次記」(『群書類從』卷四〇六) をみると、三職・相伴衆・国持衆・准国持衆・外様衆・御供衆・御部屋衆と、卷末に申次衆の歴名が実に整然と列記されているのであるが、三職についてみても細川氏を除く斯波・畠山両氏は内訌によって勢

力が衰退しており、ここに記載されているとおりその体制がいかに整備されたとしても、形式的なものに終始して体制そのものが空洞化する危険性を多分にはらんでいたのである。

(64) 秋元大輔氏「室町幕府諸番帳の成立年代の研究」(『日本歴史』三六四号)

(65) 義政親政に重要な役割を果した伊勢貞親は康正二年七月二十五日の右大将掛賀の式では、嘉吉の変で没落した赤松氏に代つて「大名一騎打」の資格を与えられている。(『土岐家聞書』『後鑑』同日条所引)

(66) 「足利家官位記」(『後鑑』長禄二年五月十八日条所引)

(67) 「足利家官位記」(『後鑑』長禄二年八月九日条所引)

(68) 「藤涼軒日録」長禄二年十一月五日条、同三年十一月十六日条